

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法により常時雇用者数301人以上の一般事業主等に、雇用している又は雇用しようとする女性労働者に活躍の推進に関する取組を実施することが義務づけられました。

当法人では、下記のとおり女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定致しましたのでお知らせします。

1. 計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日

2. 当法人の課題

長時間労働を前提とした職場運営が女性職員活躍の障壁になることや、男性職員にとっても育児や家事等の家庭生活への参画を阻害する要因になることから、時間外勤務縮減が急務であると考えます。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：毎週火曜日ノー残業デーの実施率95%以上にする。

<取組内容>

- 2019年 4月～ 男女がともに仕事と子育て、介護を両立できる雇用環境の整備を行うワークライフバランス実現のために、職場全体で時間外労働削減に取り組むメッセージを発信する。また、職員については、職場全体で、週1回火曜日をノー残業デーに設定・実施し、「時間内に業務を終了させ、定時に帰宅する。オンとオフをしっかりと分け、体調管理につとめる。」という意識を職場に定着させる。